

介護保険料減免（コロナ減免）簡易チェック表

1. 減免対象となる理由《死亡、入院等》

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った

はいいいえ

- ・主たる生計維持者とは基本的には世帯主となりますが、世帯主以外の方により生計が維持されている場合、その方を主たる生計維持者とすることができます。
- ・重篤な傷病とは、1月以上の治療を有すると認められるなど症状が著しく重い場合です。

2. 減免対象となる理由《収入減少》

Q1. 主たる生計維持者の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した

はいいいえ

➡ 減免に該当しません

Q2. 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの収入が令和元年（H31. 1. 1～R1. 12. 31）に比べ3割以上減少が見込まれるはいいいえ

➡ 減免に該当しません



Q3. 主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等以外の令和元年（H31. 1. 1～R1. 12. 31）の所得の合計金額が400万円以下である

はいいいえ

➡ 減免に該当しません



減免が受けられる可能性があります。

- ・添付書類と一緒に減免申請書を提出してください。
- ・減免額の計算式は裏面をご覧ください。

(注意) 減少が見込まれる収入の令和元年中の所得額が0円(マイナスも含む)の場合は、計算式により減免額が0円となりますので、あらかじめご了承ください。

減免額の計算式

減免の要件を満たす方の保険料減免額は、以下の表の計算式によって求められます。

$$\text{減免対象保険料額【表1】} \times \text{減額又は免除の割合【表2】} = \text{保険料減免額}$$

【表1】

$$\text{減免対象保険料額} = A \times B / C$$

A：当該第一号被保険者の保険料額

B：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

※前年とは平成31年1月1日から令和元年12月31日までのことです。

【表2】

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免額又は免除の割合（d）
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8

※主たる生計維持者が失業または事業等を廃止した場合は、前年の所得額に関わらず、減免対象保険料額の全額が免除されます。

〈参考〉減免の計算例

減免の対象となる場合は、次のとおり計算します。

【表1】

A：99,100円（第8段階）

B：150万円

C：290万円

対象保険料額 = 99,100円 × 1,500,000円 ÷ 2,900,000円 = 51,258円

【表2】

（1円未満切り捨て）

主たる生計維持者の前年の合計所得金額（C）が290万円

⇒ 減免額又は免除の割合（d）は、200万円を超えるため、10分の8

【減免額の計算式】

【表1】51,258円 × 【表2】0.8 = 41,006円

→41,100円（100円未満切り上げ）

【減免後令和2年度保険料額】

A：99,100円 - 41,100円 = 58,000円